

札幌市子育て世帯訪問支援事業事務取扱要領

〔 令和6年3月15日 〕
〔 児童相談所長決裁 〕

(最近改正：令和7年2月20日)

(目的)

第1条 この要領は、札幌市子育て世帯訪問支援業実施要綱（令和7年 月 日子ども未来局長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、札幌市子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣対象家庭)

第2条 要綱第4条に定める訪問支援員の派遣を実施する家庭は、訪問支援員の派遣により、児童が家庭で生活する上でその環境等の改善が見込まれる家庭とし、単に見守りのみを想定した派遣は原則として行わない。また、派遣の目的等を利用者が理解できるように、事前に十分な説明を行うこととする。

(訪問支援員の派遣)

第3条 1回の派遣に係る訪問支援員の派遣人数は、原則として1人とする。ただし、特に必要と認められる場合には1回の派遣につき3人まで同時に派遣できるものとする。

(訪問支援員業務心得)

第4条 訪問支援員は、次に掲げる点を遵守し、職務を遂行することとする。

- (1) 訪問支援員は、利用者の人格を尊重してその業務を行うとともに、対象家庭に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 訪問支援員は、定められた活動時間はその職務に専念しなければならない。

(変更・中止の連絡)

第5条 対象家庭は、あらかじめ決められた派遣日及び時間等に変更が必要となった場合は、当該派遣日の前日の午後5時までに、本事業の実施を委託した者（以下「受託者」という。）に連絡しなければならない。

(支援内容の変更等)

第6条 訪問支援員が行う支援は、本市と受託者が事前に調整した範囲内であれば、受託者と対象家庭における調整の上、支援日時等を変更することができる。

(活動の報告)

第7条 受託者は、訪問の実施状況について、暦月を単位として、次の各号に定める報

告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 訪問支援員活動記録票（様式1）
- (2) 子育て世帯訪問支援事業利用実績報告書（様式2）
- (3) 訪問支援員派遣実施確認書（様式3）
- (4) 訪問支援員派遣実施確認書（会議出席、決定前派遣）（様式4）

（身分証明書の携行及び履行確認）

第8条 訪問支援員は、支援を行う際に、常に受託者が発行する身分証明書を携行し、対象家庭の訪問時に必ず提示することとする。

- 2 訪問支援員は、支援を行ったときは、その都度「訪問支援員派遣実施確認書（様式3）」により、対象家庭から履行の確認を受けることとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 札幌市養育支援員派遣事業取扱要領（平成29年9月7日児童相談所長決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

訪問支援員活動記録票

対象年月 年 月

対 象 家 庭			
氏名	(保護者)	住所	
	(児童)		

No.	日付	曜日	担当者	活動記録・連絡事項

様式 4

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(事業者)

訪問支援員派遣実施確認書 (会議出席、決定前派遣) (年 月分)

保護者氏名		区分		実施日	出席人数
		決定前派遣		年 月 日	人
児童氏名		援助 方針 会議 等	1回目	年 月 日	人
			2回目	年 月 日	人
			3回目	年 月 日	人
			4回目	年 月 日	人
派遣開始日			5回目	年 月 日	人
			6回目	年 月 日	人
			出産後	年 月 日	人

保護者氏名		区分		実施日	出席人数
		決定前派遣		年 月 日	人
児童氏名		援助 方針 会議 等	1回目	年 月 日	人
			2回目	年 月 日	人
			3回目	年 月 日	人
			4回目	年 月 日	人
派遣開始日			5回目	年 月 日	人
			6回目	年 月 日	人
			出産後	年 月 日	人

保護者氏名		区分		実施日	出席人数
		決定前派遣		年 月 日	人
児童氏名		援助 方針 会議 等	1回目	年 月 日	人
			2回目	年 月 日	人
			3回目	年 月 日	人
			4回目	年 月 日	人
派遣開始日			5回目	年 月 日	人
			6回目	年 月 日	人
			出産後	年 月 日	人

(記入上の注意)

1 要綱第8条及び第10条に該当するもののうち、報告対象月に実施したものについて、実施日及び出席人数を記入すること。

要綱の規定に該当しない内容を記載した場合、報酬支払の対象とはならないので注意すること。

2 派遣開始日は、当初の派遣開始日(延長決定後の派遣開始日ではない)を記入すること。